

# 統合報告書分析レポート ：人権に関する記載状況2024

2024.11.20

主任研究員 公認会計士 高橋 将光

当レポートでは、2024年1月～2024年9月末の期間で発行が確認できた日経225銘柄中、狭義の統合報告書（※）を作成している153社を対象に、人権についての調査を実施した。

（※）「狭義の統合報告書」とは、統合報告フレームワークなどの統合報告ガイダンスを参考にして制作されている報告書、または冊子やWEBサイトでレポート名を統合報告書・統合レポート等と題されている報告書を指す。

**レポート** ■マテリアリティ到人権をあげる企業は3分の2

**サマリー** ■人権デュー・デリジェンスに関する記載は7割強であり、2021年の調査に比して激増

社会情勢の変化に伴い、人権問題に関する国際的な重要性が増している。人権は、大きくサプライチェーン・調達に関わるもの(取引先への強制労働の禁止や不当な要請の禁止など)と、近年日本でも大きく取り上げられている人的資本に関わるもの(差別やハラスメントの禁止など)に大きく分けられ、2023年に問題となった某大手芸能事務所との取引停止も加担の回避という人権に関する問題である。

当レポートにおいては、2024年1月から2024年9月末の期間で発行が確認できた日経225銘柄中、狭義の統合報告書を作成している153社を対象に、主にサプライチェーンにおける人権に焦点を当てて調査を実施した。

サプライチェーンにおける人権に関しては、2022年9月に発表された「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(日本政府)が参考となる。これは、2011年に国連で発表された「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとする国際スタンダードを踏まえ、企業に対し、(1)人権方針の策定・

公表、(2)人権デュー・デリジェンス(以下、DD)の実施、(3)救済の3つのアクションを求めるものである。そして、人権DDは①負の影響の特定・評価、②負の影響の防止・軽減、③取組の実効性の評価、④説明・情報開示、の4つのステップからなる。

調査の結果、マテリアリティ到人権(持続可能なサプライチェーンや人的資本、ガバナンスの一項目として掲載しているケースを含む)を掲げている企業は102社(66.7%)と2021年の調査(※2)(52.9%)より大幅に増加していた。

(※2)2021/12/15 統合報告書分析レポート「人権に関する記載状況」

<https://www.dirri.co.jp/res/report/cat/2021/post1199.html>

続いて、人権DDに関する言及のある企業は111社(72.5%)と、2021年の調査(59社、43.4%)に比較して、50社以上も増加していた。人権について人権方針を掲げるのみならず、バリューチェーンへの言及を行っていた企業は80社(うち、実際のサプライヤーなどの声を掲載している企業は10社強)となっていた。

人権DDにおいては、影響の特定・評価なども求めているが、人権に関するリスクマップなどを掲載して、人権リスクの影響度評価を行っている企業は25社となっていた。人権DDについては、上述の①～④を掲載するのみならず、人権の中でも特に注力する分野や注力した分野について軽減策を紹介していくなど、より実効性のある開示が求められるといえよう。

金融庁の「記述情報の開示に関する好事例集2023」においては、人権に関し想定されるリスクを具体的に開示すること、各社が直面している人権リスクについてどのようにリスク回避するか、指標及び目標として例えば人権DDで問題となった件数等の定量情報を開示することは投資家の理解が進むため有用とされている。

また、11月初旬に発表された最新版の「記述情報の開示に関する好事例集2024」においては、「サステナビリティに関する考え方及び取組」において「人権」のワードを記載している企業は2023年は756社、2024年は

903社となっており、人権の企業活動における立ち位置の重要性が高まり、開示率の高さにつながっていると考えられる。

2020年以降のコロナ禍、2022年のロシアによるウクライナ侵攻など、サプライチェーンに関する問題は企業において避けることができないリスク要因となっている。当レポートにおいては、サプライチェーンにおける人権を中心に調査を実施したが、各企業はより人権に留意した活動を行い、今後のSSBJ（サステナビリティ基準委員会）基準の適用を踏まえ、レピュテーションリスクや顧客との取引の停止等による企業価値毀損を回避するというリスクマネジメントの視点からも人権に関する積極的な開示がより一層期待されてくるだろう。

（出所）株式会社宝印刷D&IR研究所 ESG/統合報告研究室の調査による

| 好事例                                                                                                   | 業種   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| リスクマップを用いて重要な人権リスクを定め、特に重要なリスクを下請け建設会社等における安全・衛生などとしたうえで、セグメントと紐付けている。また、海外工場の視察の状況や社外有識者との対話を紹介している。 | 陸運業  |
| 優先度の高い人権リスクと是正のアクションおよび改善状況を紹介し、グループ会社と取引先のDD調査結果を紹介している。                                             | 電気機器 |